

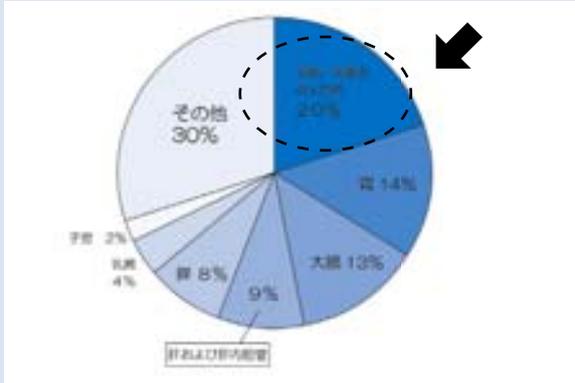


* 肺がん・結核検診のお知らせ *

がん死亡率
第1位

40歳以上は年に1回検診を受けましょう！

《がんの部位別死亡数の全部位に占める割合》



(平成22年人口動態統計より)

《国内の結核》

結核新登録患者数	22,681人
結核死亡数	2,166人

(平成23年結核登録者情報調査年報集計結果より)

がんによる死亡者数は毎年35万人で、肺がんは全てのがんの20%を占め、約7万人となっています。症状には、咳や痰（たん）がある人もいますが、これらは風邪をひいた時でもみられる症状です。早期の肺がんの場合は、むしろ症状がないことのほうが多く、自覚症状が出た時には手遅れだったというケースが多くみられます。いち早く見つけるためにも年に1度、必ず検診を受けましょう。

結核は過去の病気ではありません

国内では、毎年2万2千人の結核患者が発生しており、今でも1日に60人の新しい患者が発生し、6人が命を落としている恐ろしい感染症です。医療水準の向上により、薬を飲めば完治できる時代になりましたが、早期発見は適切な治療につながり、集団感染にも防ぐことにもつながります。

- 《対象》 40歳以上の方（65歳以上の方には結核検診も同時に行います）
対象となる方には4月上旬に問診票を郵送します。ボールペンでご記入の上、ご持参ください。問診票が届かなかった方でも職場健診などの受診機会のない方は受診できます。
- 《検診費用》 200円（痰の検査は、さらに500円）
喀痰検査回収日…5月1日（木）朝9時30分までに各検診場所の回収箱に入れてください。

月 日	受付時間	場 所	対象地区
4月23日 (水)	13:00~13:30	波止埋立地	波止 市部・大津 小向 船越
	13:50~14:40	老人福祉センター	
	14:50~15:30	美田児童館	
	15:40~16:30	船越公会堂	
4月24日 (木)	8:30~9:30	中央公民館	浦郷 1組~浦郷 3組 浦郷 4組~浦郷 7組 浦郷 8組~浦郷12組 浦郷13組~浦郷20組 赤ノ江 珍崎 三度
	9:30~10:30	中央公民館	
	10:30~11:00	中央公民館	
	11:00~11:30	中央公民館	
	13:10~14:10	赤ノ江公民館	
	14:30~15:15	珍崎公会堂	
	15:45~16:10	三度も一も一館	
4月25日 (金)	8:45~9:15	宇賀交流施設	宇賀 倉ノ谷 物井 大山 別府 美田尻
	9:30~10:10	倉ノ谷センター	
	10:20~10:50	物井集会所	
	11:10~11:50	大山会館	
	13:00~14:00	黒木公民館	
	14:00~14:30	黒木公民館	

※当日都合の悪い方は、他の地区でも受診できます。

- 《注意事項》
- ・無地Tシャツ、ホック・ボタン・チャックなどのついていない上着・下着であれば、着たままで撮影できます。
 - ・喀痰検査のみは受け付けておりませんのでご了承ください。
 - ・当日、大腸がん検診の申込も受け付けます！ご希望の方は受付までお伝えください。

＜お問い合わせ先＞ 健康福祉課（電話 6-0104）

「まめネット」に参加しませんか

島根県では医療機関が連携して効率的・効果的な医療を提供するために島根県医療情報ネットワーク（愛称「まめネット」）を整備しました。

町内では隠岐島前病院や浦郷診療所で申し込みを受け付けていますので、ぜひご加入ください。



Q. 参加すると、どのようないいことがありますか？

A. 他の病院や診療所での治療内容や出された薬などの情報が医師に分かるようになります。
患者さんにとっては、より安心して治療を受けられることとなります。



Q. どの病院・診療所が「まめネット」に参加していますか？

A. H26.3.10時点で、隠岐島前病院、浦郷診療所、隠岐病院、松江赤十字病院、島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院等です。
他にも参加している病院・診療所は多数あり、今後も増えていく見込みです。
参加医療機関についての詳細は、ホームページ（URL: <http://shimane-inet.jp/mamenet/medlist.html>）または「まめネット」で検索）をご覧ください。



（まめネットに関するお問い合わせ先）
NPO 法人しまね医療情報ネットワーク協会 TEL 0853-22-8058

ごみの野焼きは法律違反です

ごみの野焼きは、一部の例外を除いて法律（廃棄物処理法第十六条の二）で禁止されており、違反した場合、罰せられます。



家庭でのごみの焼却による悪臭や煙は、近隣の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類の発生など様々な問題が起こってきます。

○野焼きとは：地面で焼いたり、穴を掘って焼いたり、ドラム缶やブロック等で囲ってごみを焼くこと。

○ごみを野外で焼くことは、けむり、におい、ダイオキシン類の発生により、周囲の人に迷惑をかけ、被害が発生します。

ごみは、分別してごみ収集日に出したり、専門業者に委託するなど適正に処理しましょう。

【野焼き禁止の例外】

★法律に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却

★風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例…とんど焼き、しめ縄などの焼却

★農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却

例…稲わらの焼却、伐採した枝等の焼却、漁網に付着した海産物や流木などの焼却（廃プラスチック類の焼却は含みません。）

★たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

例…暖をとるためのたき火、キャンプ等を行う際の木くず等の焼却

*「軽微な焼却」とは、煙や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。